

北本市高齢者福祉サービス一覧

【高齢者福祉サービス】

令和5年12月1日現在

サービスの種類	内 容	利 用 料	対 象 者
緊急時通報システム	無線発信機及び緊急通報電話機を利用して受信センターに通報することにより、速やかな救急活動及び相談等を行う。 緊急連絡先が必要。	無線発信機及び緊急通報電話機の設置費用は市負担。 基本料及び通話料は自己負担	市内在住で疾患などにより常時注意を要する65歳以上のみの世帯、その他特に必要と認められる世帯
配食サービス	月～金曜日に昼食の配食を行う。(土日、祝日、年末年始は除く)	事業者が定める価格から100円を差し引いた金額	市内在住で、食事の支度が困難であり、他の人から食事の提供を受けることができない65歳以上のみの世帯に属する人、その他特に必要と認められる人 (介護保険法に規定する認定を受けている人に限る。)
寝具洗濯・乾燥・消毒	敷布団・掛布団・マットレス・毛布・枕の洗濯を年1回、乾燥・消毒を月1回行う。	無料	市内在住で以下のいずれかに該当する人 ①おおむね65歳以上でねたきりの人 ②全員が65歳以上で寝具の衛生管理が困難な世帯 ③その他特に必要と認められる人
日常生活用具の給付	電磁調理器・火災警報器・自動消火器の給付を行う。	電磁調理器は、生計中心者の前年所得税の課税状況により、自己負担有り 火災警報器・自動消火器は、生活保護法による被保護世帯及び生計中心者の前年所得税の非課税世帯が給付要件	電磁調理器は、市内在住でおおむね65歳以上で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な一人暮らしの人 火災警報器・自動消火器は、市内在住でおおむね65歳以上の、在宅で重度の要介護状態や重度の認知症の状態にある人及びおおむね75歳以上の一人暮らしの人

サービスの種類	内 容	対 象 者
介護者手当	申請をした日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給する。 月額 2,000円で、6・9・12・3月に、それぞれ当月までの3か月分をまとめて支給する。	在宅で、重度の要介護状態や重度の認知症の状態にある人を介護している人に支給（市内に住所を有すること） 施設に入所及び長期入院している場合は除く
家族介護慰労金	長期にわたり介護保険の給付を受けることなく、家族の介護により在宅生活が支えられている場合、その家族（同居している者又は隣接した家屋に居住している親族）に支給する。 対象期間 1 年につき 10 万円を支給する。	以下のいずれにも該当する人 【要介護被保険者】 ①要介護度が要介護4又は要介護5である期間が継続して1年以上 ②在宅で生活している(3カ月以内の入院は在宅とみなす) ③居宅サービスを利用しなかった月が12カ月以上 ④支給対象期間が属する市民税の課税年度において非課税世帯 ⑤申請時に北本市の被保険者であり、介護保険料の滞納がない 【支給対象家族等】 支給対象期間が属する市民税の課税年度において非課税の世帯に属する人
紙おむつ助成	申請をした日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から助成する。 紙おむつの購入費について、1 か月6,000円を限度として、4・7・10・1月に、それぞれの前月までの3か月分をまとめて助成する。 ※領収書の添付が必要。	重度の要介護状態及び重度の認知症の状態にある人のうち、在宅で常時失禁状態にあり、紙おむつを使用し、生計中心者の前年所得税が課税されていない世帯に属する市内在住の人 施設に入所及び長期入院している場合や生活保護を受けている世帯は除く
訪問介護サービス等利用者負担額助成	申請をした日の属する月から助成する。 訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、通所介護、特定施設入居者生活介護（短期）、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護（短期）、介護予防認知症対応型共同生活介護（短期）、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第一号訪問事業、第一号通所事業利用の自己負担分の半額を助成する。 （ただし、他の助成を受けている部分は除く。） ※領収書の添付が必要。（郵送、数か月まとめての申請も可能）	市内在住で介護保険の訪問介護サービス等を利用し、市民税が非課税の世帯の人 介護保険の給付制限を受けている場合や生活保護を受けている世帯は除く

サービスの種類	内 容	対 象 者
高齢者世帯住宅 住み替え家賃助成	賃貸家屋に居住し、取り壊し等により転居を求められた世帯、または3階以上に居住する世帯が2階、1階に転居した世帯で、転居後の家賃が上昇した場合、その差額を助成する。 単身世帯 月額 15,000 円まで その他世帯 月額 20,000 円まで 助成金は4・7・10・1月に、それぞれ前月までの3か月分をまとめて支給する。	満65歳以上の単身世帯 満65歳以上の人を含む、満60歳以上で構成される世帯 (いずれの場合も、市内に引き続き2年以上居住し、生計中心者の前年度分の市民税所得割が非課税で生活保護を受けていない世帯)
老人居室等整備 資金貸付	家屋の新築・増築・改築に際し、老人居室等整備のための資金を融資する。介護保険で住宅改修の給付を受けた場合、その額を差し引く。 限度額 300万円 償還期間 10年以内 保証人 1人 利子 無利子	市内に引き続き1年以上住所を有し、市税を完納している人で、60歳以上の親族と同居して、老人居室等を必要とし、自力で工事が困難な人
認知症高齢者等 見守りシール	衣類や靴・持ち物に貼ることのできるQRコード付きシールを無料で配布。 (衣類に貼る洗濯への耐久性のあるもの30枚と蓄光素材で視認性のあるもの10枚)	市内在住かつ在宅の高齢者等で以下のいずれかに該当する人 ①要介護認定、要支援認定を受けた道に迷うことが多い人 ②医師により認知症と診断された人 ③①、②に準ずると認められる人

- ◎ この他にも、介護保険制度によるサービス利用ができます。
日常生活に支援が必要になった人、ねたきりや認知症などで介護が必要となった際には、高齢介護課または地域包括支援センターにご相談ください。

【問い合わせ】

北本市役所 高齢介護課 高齢者福祉担当

☎ 048-591-1111

(内線) 2321・2322・2323

☎ 048-594-5539 (直通)



北本市地域包括支援センター

東センター

☎ 048-577-5100

西センター (いこいの家内)

☎ 048-591-3495

きたもと寿苑 (きたもと寿苑内)

☎ 048-590-1000

北本社協 (総合福祉センター内)

☎ 048-590-4011

【シルバー人材センターのサービス（問い合わせ ☎ 048-594-9906）】

サービスの種類	内 容	利 用 料	対 象 者
家事援助サービス	食事・掃除・買物等の家事援助や話し相手等を行う。	1 時間あたり 1, 195 円 ※大掃除は別料金	市内にお住まいの人
	《よろず助っ人》 電気交換・網戸洗い・家具の移動等	1 回あたり 1, 100 円～	

【社会福祉協議会のサービス（問い合わせ ☎ 048-593-2961）】

サービスの種類	内 容	利 用 料	対 象 者
ちょこっと困りごとサービス	ボランティアが日常生活のちょっとした困りごとのお手伝いをする。	1 回 300 円 (30分まで) 以降10分ごとに 100 円加算	おおむね 65 歳以上の 高齢者のみの世帯 ※会員登録が必要
家事援助サービス	食事・掃除・買物等の家事援助や話し相手等を行う。	1 時間あたり 800 円	おおむね 65 歳以上の 世帯で日常家事を行っ ている人が入院や在宅 療養などのため家事援 助を必要とする人 ※会員登録が必要。
福祉移送サービス	社会福祉協議会会員相互の助け合いにより、有料の移送サービスを行う。 ※利用時には介助者が必要。	片道 650 円 往復 1, 300 円 但し4時間を超え た場合 2, 600 円 距離により加算あり	常時車いす利用または 下肢体幹等の重度障が いがある歩行困難な人、 車いす座位が保てる人、 家族等による移送が受 けられない人、伝染性疾 患のない人 ※会員登録が必要
友愛訪問	ボランティアが月 1 回訪問し、話し相手をする。	無料	おおむね 65 歳以上の 一人暮らしの人
ねたきり老人訪問理容・美容サービス	理容・美容券により、協力店から訪問による理容・美容サービスが受けられる。 支給枚数 年 4 枚 (1 枚 3, 600 円分)	無料	65 歳以上の歩行不可 能で介護が必要な 6 か 月以上ねたきりの人